

第1回 兵庫県規制改革推進会議 次第

日 時 令和7年8月29日（金）9:30～11:30

場 所 兵庫県庁3号館6階 第2委員会室

1 開 会

2 議 題

（1）兵庫県規制改革推進会議設置要綱

- ・委員長、委員長代理の選任

（2）審議事項

令和7年度の新たな審議項目

- ・県・市町の条例等による規制に関する事項（2件）
- ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（7件）
- ・国の法令等による規制に関する事項（1件）

3 そ の 他

4 閉 会

【配付資料】

資料1	兵庫県規制改革推進会議設置要綱
資料2	令和7年度の新たな審議項目
参考資料1	関係法令等
参考資料2	令和7年度の提案項目一覧（令和7年8月29日時点）

第1回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事	出席	
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 事務局長	欠席	
馬場 美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授	出席	
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授	出席	

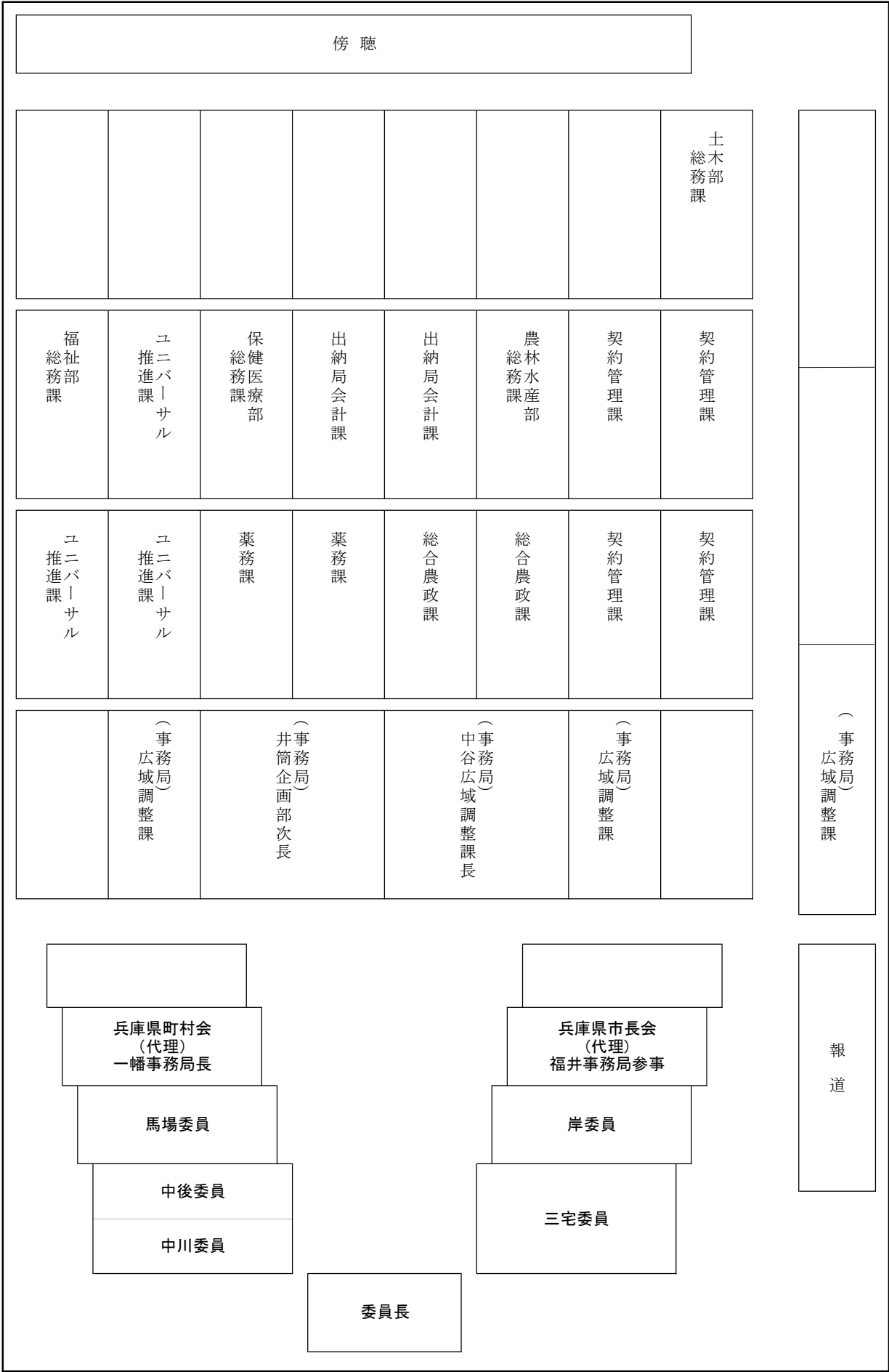
(五十音順)

2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
酒井 隆明	兵庫県市長会会長	代理 出席	事務局参事 福井 芳仁
庵逄 典章	兵庫県町村会会長	代理 出席	事務局長 一幡 孝明

第1回 兵庫県規制改革推進会議 配席図

日時: 令和7年8月29日(金)
場所: 3号館6階 第2委員会室



兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部広域調整課に置く。

2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月18日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

氏名	所属・役職
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
馬場 美智子	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授

（五十音順）

別表 2（第 5 条関係）

氏名	所属・役職
酒井 隆明	兵庫県市長会会長
庵迩 典章	兵庫県町村会会長

委員の謝金（第8条関係）

「兵庫県規制改革推進会議」は、幅広い専門的知見を有する有識者による提言を得るための会議であることから、委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
委員長	日額 15,700円
委員 （第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者を含む）	日額 12,600円

令和 7 年度の新たな審議項目

資料目次

凡例（提案内容に対する所管部局等の考え方）	01
審議項目概要	02
県・市町の条例等による規制に関する事項（2件）	05
県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項（7件）	09
国の法令等による規制に関する事項（1件）	21

凡例（提案に対する所管部局等の考え方）

分 類		内 容
提案 に対し て対応 するもの	規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

令和 7 年度の新たな審議項目概要

(1) 県・市町の条例等による規制に関する事項(2件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
①納入通知書の運用等の見直し [提案者：関西電力送配電株]	・道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料の納付について、近年の郵便事情の変化等を踏まえて、納期限の延長など納入通知書の運用等の見直しについて検討いただきたい	規制・手続きの見直し 納期の定めのない歳入の納期限の運用について、納入義務者に納入通知書が到達後、15日程度の猶予が確保できることを基本としつつ、郵便事情や近隣自治体等の事例も参考に、適切な納期限設定の運用を検討する
②障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し [提案者：兵庫県行政書士会]	・訓練・作業室の広さは利用定員×3㎡を下限とするよう指導されるが、単純に面積で見るのではなく、作業内容等を事業計画で確認し、本来の国基準（訓練又は作業に支障がない広さを有すること）に基づき審査することを検討いただきたい	現行の制度運用を維持 公平な審査のためには、一定の広さについて明確な数値基準の設定が必要。作業内容による審査は、公正な審査業務や作業内容を変更した場合の課題があり、近隣府県の事例を踏まえても、現行の運用が適切である

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項(7件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
①障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し [提案者：兵庫県行政書士会]	・サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の実務経験の確認に必要な実務経験証明書について、基礎研修受講時に実務経験を確認することにより、指定申請時の提出を不要とすることについて検討いただきたい。 ・上記が困難な場合でも、原本の提出を不要とすることについて検討いただきたい	現行の制度運用を維持 本県が実施する基礎研修では、実務経験証明書の提出まで求めておらず、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務経験要件が異なることから、指定申請時において実務経験証明書を求め、偽造防止のため、既提出分等を除き原本が必要と考える

令和 7 年度の新たな審議項目概要

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項(7件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
②化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化 [提案者：兵庫県行政書士会]	・製造所の構造設備の基準が抽象的であり、床の基準を十分に把握することができないことから、県作成の申請手引において、関係規則の条文を紹介するとともに、具体的な判断基準について、各区分ごとに明示することを検討いただきたい	制度内容の周知 製品の特性や製造工程により求められる衛生を担保するための措置のレベルは異なるため、一律の記載は新たな混乱を招くものと考えるが、今回の提案を踏まえ、改善指導事例を申請手引に記載する（関係規則は手引に掲載済）
③農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化 [提案者：兵庫県行政書士会]	・農作物栽培高度化施設の基準が概括的であり、どのようなケースで届出が受理されるのかが分かりにくいことから、同施設に含めてよい附帯設備を例示列举することなどについて検討いただきたい ・また、単体では農業に関係のない施設についても、営農計画全体との関連性を踏まえ、高度化施設全体の敷地とできるような柔軟な運用も検討いただきたい	制度内容の周知 個別のケースに応じて、届出の受理等を決定することから、一律に例示列举することは適切とはいえない。ただし、運用の明確化を図る新たな国通知が発出されたことから、各農業委員会等に対し、本通知の内容を周知するとともに、同通知の内容が適切に運用されるよう指導していく
④経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し ⑤経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大 [提案者：兵庫県行政書士会]	・技術職員名簿や保有状況一覧表に記載のある全員分の健康保険証の写しや全ての建設機械の取得日等の確認を必要としているが、新たに追加した職員や建設機械のみを確認対象とすることについて検討いただきたい ・また、建設機械のレンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱いの見直しについても検討いただきたい	規制・手続きの見直し いずれの取り扱いについても、国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討する

令和 7 年度の新たな審議項目概要

(2) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項(7件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
⑥自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し [提案者：兵庫県行政書士会]	・車検証の電子化に伴い、従来の紙車検証に記載されていた一部情報の確認のため、自動車検査証記録事項の写しが必要となっているが、提示書類は、現行の紙車検証のみとし、必要な情報を地方運輸局と県で情報共有することについて検討いただきたい	その他 国が自動車検査証記録事項の配布期間延長など、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討するとしており、国からの措置内容が示されるまでは、現行の運用を維持する
⑦建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し [提案者：兵庫県行政書士会]	・県の建設工事の入札において、本社や営業所等で異なる建設業の許可工種をもつ場合に、異なる希望工種での入札参加資格申請が認められないことから、当該制限の見直しについて検討いただきたい	現行の制度運用を維持 県では本社支店営業所の区別なく一つの企業として取り扱っており、営業所は本社から委任を受け契約を行うものとの考え方に基づいている。このことから、本社以外に登録を希望する営業所について、本社と許可が共通する範囲での登録を認めることが適切である

(3) 国の法令等による規制に関する事項(1件)

提案事項	提案内容	提案に対する所管部局等の考え方
①個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し [提案者：兵庫県行政書士会]	・決算変更届の添付書類として、納税証明書が必要であるが、個人事業主の場合、現年の納税証明書が届出期限までに発行されないため、前年の納税証明書の添付を指導されるが、大阪府に倣い、所得税の確定申告書第一表の写しの添付とすることを検討いただきたい	現行の制度運用を維持 建設業法施行規則により「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」として明記されているなかで、確定申告書自体では納付や納付済額を証する書面とはいえないことなどから引き続き現行の運用を維持する

(1)-① 納入通知書の運用等の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(県) 財務規則 ほか)

- 県では道路・河川等の占用料や行政財産の目的外使用料の納付について、以下の手続きを経て、占用者等の納入義務者に対し、納期限までの納入を求めている。

- ・ 調定※¹及び納入通知書（紙）の発行
- ・ 納入義務者へ納入通知書を郵送
- ・ 納入通知書を使用して、納入義務者が納入

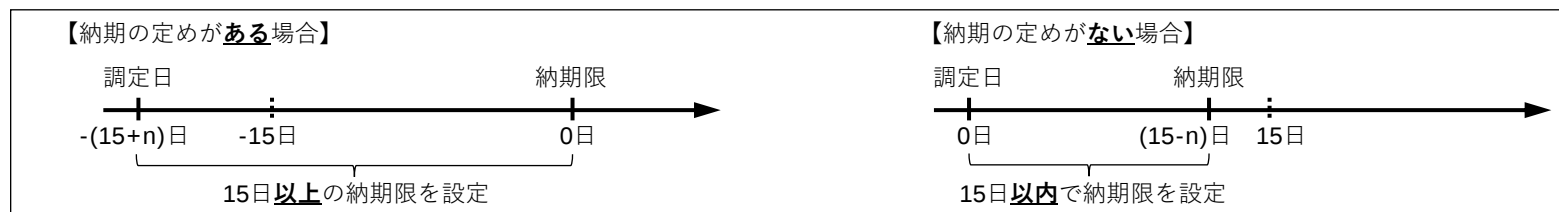
- 法令、契約等に納期の定めのない歳入の納期限は、会計管理者通知「財務規則の運用について」（以下「運用通知」という。）において、調定の日から15日以内（土日含む）として運用されているが※²、近年の郵便事情の変化※³等により、納入通知書の到着にこれまでより時間を要し、納期限内の対応が困難な事例が発生している※⁴。

※1 調定とは、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査し、決定する内部意思決定行為をいう（地方自治法施行令（以下「政令」という）154条第1項及び運用通知第3-1(1)より）。

※2 歳入の納期限は、運用通知第3-1(2)アにおいて、以下のとおり定められている。

- ・ 法令、契約等に納期の定めのある歳入については、なるべくその納期限の15日前までに調定しなければならないこととされているが、その他の歳入についての調定は、収入すべき事由が生じたとき速やかにこれを行うこと。なお、調定の際には、財務規則第34条第1項ただし書きに掲げる歳入を除き、調定の日から15日以内で、当該歳入に適した納期限を付さなければならないものであること

上記の納期の定めの有無による現行の運用通知上の規定を図示すると、以下のとおりとなる。



【参考】財務規則第32条（歳入の調定）第1項

- ・ 歳入管理者は、歳入を収入しようとするときは、政令第154条第1項の規定による調査をし、なるべくその納期限の15日前までに、調定決定書により調定しなければならない。

※3 2021年10月より、郵便局において、配達日数の1日程度繰り下げや土曜日配達休止が実施されている。

※4 提案者における納入通知書の社内処理の状況は以下のとおり。

- ・ 月3回の出納日（支払手続日）の7営業日前までに社内処理が必要であるが（大阪の事業所へ納入通知書を郵送する必要があるため、さらに1～2日を要する）、郵便事情の変化により郵便物の到着がそもそも1～2日遅くなっており、17時以降の配達は翌日の郵便物仕分けとなることなどもあって、非常にタイトな処理が求められている。（少しでも早く納入通知書を確認するため、担当者が社内集配所に赴くなどの手間も発生している）
- ・ 令和7年度のケースとして、納入通知書の発行・郵送が4/1（納期限：4/15）の場合、社内処理を経て、4/4までに納入通知書を大阪事業所まで届ける必要が生じた。

(1)-① 納入通知書の運用等の見直し

提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- FAXやメールで納入通知書の写しを送付する対応をしている部署もあるが、双方時間の制約もある中でそれらの調整に必要な協議削減※の観点からも、**納期限の延長など納入通知書の運用等の見直しについて検討いただきたい。**
- 納期限の延長が困難な場合、**占用者において1日でも早く納入通知書を確認できる方法について検討いただきたい。**

※ 納入通知書を少しでも早く確認するために、提案者において、県担当課に対し以下の依頼や確認を実施している。
・納入通知書を早期郵送するよう数度の依頼 ・納入通知書写しのFAXやPDF送付の依頼 ・納入通知書の発送状況の確認 ・納期限の確認

対応方針

(所管課：出納局会計課)

規制・手続の見直し

【対応方針の内容】

- 納期の定めのない歳入の納期限の運用について見直しを行う。
- 納期限をいたずらに長く設定すると、納付を失念すること等による未納リスクが増大する可能性があるため、納入義務者に納入通知書が到達後、**15日程度**の猶予が確保できることを基本としつつ、郵便事情のほか、近隣自治体等の事例も参考にしながら**適切な納期限設定の運用を検討する。**
- FAXやメール等による納入通知書の写しの送付は、二重納付等の可能性があるため、**原則郵送による対応を継続**する。

(1)-② 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ほか)

- 障害福祉サービス事業を行う者は、知事（政令市・中核市（以下「政令市等」）の場合は市長）の指定を受けなければならないと規定されており※¹、就労継続支援B型事業※²等において、訓練・作業室を設置する場合、以下の指定基準が設けられている※³。
 - ・ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること
- 兵庫県及び政令市等では、介護保険法上の面積基準をもとに、訓練・作業室の広さは利用定員×3㎡（最低定員10名以上）を下限とするよう指導している※⁴。当該基準の適用にあたり、障害特性、支援内容、作業内容、地域性などは考慮されず、また農場など施設外就労の広さもこれに含まれず、純粹に訓練指導室の広さが求められる。
- 相談室やトイレなどの設備とあわせると、少なくとも50～80㎡の物件が必要となるが、障害者の特性上、昇降の問題もあり、2階建て等ではなく、平面での対応が望ましい。しかし、特に都心部では物件の確保が難しく、確保できたとしても賃料が事業として見合わないなどの課題もある（従たる事業所の設置を余儀なくされた事例もある）。

※¹ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条による。

※² 就労継続支援B型事業（非雇用型）：一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う事業（厚生労働省HPより）

※³ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第188条による。
なお、同基準第1条により、当該基準は都道府県知事が条例を定めるにあたって参酌すべき基準とされている、

※⁴ 障害福祉サービスの設備基準に関するQ & A（兵庫県）では、以下のとおり記載されている。

Q 1：訓練・作業室の「訓練又は作業に支障がない広さ」とはどの程度か

A 1：特に定められたものはないが、作業内容を鑑み、少なくとも届け出上の利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要である。

※介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室：利用定員×3㎡

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 訓練・作業室の面積要件を審査する際は、單純に面積で見るのではなく、作業内容（例：内職中心、施設外就労中心）等を事業計画で確認し、本来の国基準に基づき審査いただきたい（事業計画は就労継続支援B型事業等においては予算確認も含めた要件書類であるので、申請書類の負担が増えるということはない）。
- 加えて、指導レベルで行われている本面積要件に係る指導をしないよう、県下政令市等へ県から通知いただきたい。

(1)-② 障害福祉サービス事業指定申請における面積要件の見直し

対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 訓練・作業室は作業内容を鑑み、少なくとも申請上の利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要としており、具体的には介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室の基準「利用定員×3㎡」を目安としている。
- 公平な審査を行うためには、一定の広さについて明確な数値基準を設けることが必要と考えており、作業内容による審査の場合、細かい作業毎の設置基準の設定や申請者による作業毎の必要面積の証明が必要になるなど、公正な審査業務への課題や、作業内容に変更があった際に再度審査が必要となり、場合によっては認められず、継続したサービスの提供に制限をかけてしまう恐れがあるなどの課題もある。
- さらに近隣府県の事例でも、兵庫県の制度と同様としていることから現時点で制度変更する必要性がないと判断している※。

※ 近隣府県の状況は以下のとおり。
奈良県・三重県：利用定員×3㎡
和歌山県：利用定員×3.3㎡
大阪府：基本は利用定員×3㎡（支障がない場合は、縮小可）

(2)-① 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、(国) 児童福祉法 ほか)

- 障害福祉サービス事業を行う事業所等では、サービスの質の向上を図る観点から、サービス利用者の個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導等を行う サービス管理責任者※¹や 児童発達支援管理責任者※²の配置が義務付けられている※³。
- 各責任者として事業所で従事するためには、実務経験要件※⁴と研修修了要件※⁵を満たす必要があり、事業所を開設する法人が、指定申請時に各要件の確認を受けることが必要とされている。
- 当該要件の確認のため、県では指定申請の添付書類として、実務経験証明書（様式）及び研修修了証の写しの提出を求めている。
- なお、サービス管理責任者等の基礎研修受講開始時に、各実務経験要件を満たしている必要があるとされている。

※1 サービス管理責任者：障害のある方の一人ひとりの生活環境や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、18歳以上の障害のある方を支援対象とし、障害者総合支援法による指定事業所が主な職場となる。

※2 児童発達支援管理責任者：子どもの発達状況や障害特性に応じた個別支援計画の作成など、障害のある子どもを支援対象とし、児童福祉法による指定事業所が主な職場となる。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第50条第1項等や、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第1項による。

※4 実務経験要件：障害者（児）の支援に関する実務経験が、定められた業務内容及び経験年数を満たしていること（相談支援業務：5年以上、直接支援業務：8年以上など）。ただし、児童発達支援管理責任者の場合、高齢者等支援業務の期間を除外した期間が3年以上あることが必要。

※5 研修修了要件：サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 研修の修了証は県知事名で交付されるものであり、基礎研修受講開始時点で県が実務経験を間接的に確認しているといえることから、実務経験要件の確認書類は研修修了証の写しのみとし、実務経験証明書の提出は不要としていただきたい。（本実務経験要件の確認は、所轄庁ではなく、研修実施機関がその責任において行うものであると考える。）
- 上記が困難な場合、実務経験証明書の写し、もしくは写し及び本人や申請者による原本証明等を提出することにより、実務経験証明書の原本の提出を不要とする取り扱いについて検討いただきたい。

(2)-① 障害福祉サービス事業指定申請における実務経験確認方法の見直し

対応方針

(所管課：福祉部ユニバーサル推進課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 兵庫県が実施する サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の基礎研修及び実践研修においては、実務経験証明書の提出までは求めておらず、申請フォームに自己申告で記載させるのみである。
- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者となるのに必要な要件のうち、「研修修了要件」は同一（研修内容は統一されているため）であるが、「実務経験要件」が異なるため、基礎研修及び実践研修を受講しているとしても、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者のいずれの実務経験を満たしているのかは、事業所の指定申請や変更申請に際して別途確認が必要である。
- 他府県が実施する実践研修を修了した場合であっても、兵庫県内でサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として着任可能であるが、この場合も資格要件を満たすかどうかの確認が必要である。また、他府県が実施した研修の修了時点で実務経験要件を満たしていることが確認できないケースもあった。
- 以上のことから、指定申請時において実務経験証明書の提出は必要と判断している。
- なお、実務経験証明書は過去に偽造があったことから、原則原本が必要と考えているが、別事業所での勤務時に、既に県に一度原本を提出している場合等については、写しの提出で足りることとしているほか、勤務先事業所の廃止などで実務経験証明書の発行が難しい場合には、雇用契約書や保険加入記録などの提出により実務経験を認めている。

(2)-② 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化

規制の状況

(根拠法令等：(国) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、(国) 薬局等構造設備規則 ほか)

- 化粧品製造業の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定める基準に従い、製造所ごとに知事の許可を受けなければならないと規定されている※¹。
- 許可にあたり、製造所の構造設備が以下の区分に応じて各基準を満たす必要があるが、これらの基準はいずれも抽象的であり、事業者が製造所を賃借又は建築等する場合に、床の基準を十分に把握することができない状況にある※²。

製造工程の全部又は一部を行う場合（一般区分）	製造工程のうち、包装、表示又は保管のみを行う場合（包装等区分）
床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること など※ ³	製品等及び資材を衛生的かつ安全に保管するために必要な構造及び設備を有すること など※ ⁴

※¹ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条及び同法施行令第80条による。

※² 具体的な支障事例として、提案者は以下のケースを挙げている。

- ・ 実際に行政へ事前相談を行ったにもかかわらず、後日、床がカーペットの製造所では包装等区分の許可を受けられないとの指導を受け、混乱をきたしたケース。

※³ 薬局等構造設備規則第13条により、以下のとおり規定されている（一部抜粋）。

作業所は、次に定めるところに適合するものであること(同条第2号)

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| イ 換気が適切であり、かつ、清潔であること | ロ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること |
| ハ 作業を行うのに支障のない面積を有すること | ニ 防じん、防虫及び防そのための構造又は設備を有すること |
| ホ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること | ヘ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。 |

※⁴ 薬局等構造設備規則第10条・第13条の2により、以下のとおり規定されている（一部抜粋）。

医薬品製造業者等の製造所の構造設備の基準は、次のとおりとする

- | | |
|--|----------------------------|
| 一 製品等及び資材を衛生的かつ安全に保管するために必要な構造及び設備を有すること | 二 作業を適切に行うのに支障のない面積を有すること。 |
| 三 製品等及び資材の試験検査に必要な設備及び器具を備えていること | |

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 県作成の申請手引「はじめて化粧品の製造販売及び製造をする人のために」において、薬局等構造設備規則の条文を紹介するとともに、例えば「カーペットは不可」など、より具体的な判断基準について、各区分ごとに明示いただきたい。

(2)-② 化粧品製造業許可申請における構造設備の基準の明確化

対応方針

(所管課：保健医療部薬務課)

制度内容の周知

【対応方針の内容】

- 当該業務は法定受託事務であることから、国から明示されていない内容を県が独自に記載することは困難である。
- 近畿府県においても条文ごとの判断基準を独自に記載している府県はない。
- 事業者には、責任技術者（薬剤師等）を設置して構造設備を管理させる等、化粧品等の品質、有効性及び安全性の確保のための措置を自らの責務として講じる義務があるが、製造する製品の特性や製造工程により求められる衛生を担保するための措置のレベルは異なるため、一律に記載することは新たな混乱を招くものと考えている※。
- 事前の相談は、任意で提出された資料に基づき申請者の疑義内容について回答しているものであり、申請後の許可を保証するものではない。
- 構造設備規則を含む許可要件への適合性は、申請に基づく実地調査等の審査で確認しているが、今回の提案を踏まえ、改善指導事例を申請手引に記載する。
- なお、薬局等構造設備規則の条文については、既に申請手引のなかで掲載している。

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第17条第13項で準用する同法第8条第1項による。

(2)-③ 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化

規制の状況

(根拠法令等：(国)農地法、(国)農地法施行規則、(国)「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について)

- 平成30年11月より、新たに農作物の栽培の効率化・高度化を図るために設置される底面を全面コンクリート等で覆う農業用ハウス等（農作物栽培高度化施設）については、農業委員会に届出を行うことにより、農地転用の許可申請手続きが不要となる制度が設けられた※¹。
- 農作物栽培高度化施設として届出が受理されるには、以下の基準を満たす必要がある※²。
 - ・ 届出に係る施設が専ら農作物の栽培の用に供されるものであること など
- 同基準の取扱いについて「農地法第43条及び第44条の運用について（農林水産省経営局長通知）」などで規定されているものの、基準として概括的であり※³、制度開始以降の事例も多くないことから、どのようなケースであれば、農作物栽培高度化施設として届出が受理されるのかが分かりにくい。

※¹ 農地法第43条による。

※² 農地法施行規則第88条の3による。

※³ 農地法第43条及び第44条の運用について（農林水産省経営局長通知）では、「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」の基準の判断基準について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される、と規定されている。

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 県として、県下で共通して使用できる規定等がある場合、その内容を示してもらいたい。
- 上記規定がない場合、農作物栽培高度化施設のモデルケースを検討し、農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備を例示列挙するなど、現場の判断を容易にする規定等を作成し、各農業委員会に周知いただきたい。
- 例えば、チラーやキュービクル、コンピューター室など、単体では農業に関係のない施設を設置する場合に、当該敷地部分についてのみ農地転用の許可申請が必要となるが、営農計画全体との関連性を踏まえ、高度化施設全体の敷地として柔軟に解釈することはできないか。

(2)-③ 農作物栽培高度化施設の設置基準の明確化

対応方針

(所管課：農林水産部総合農政課)

制度内容を周知

【対応方針の内容】

- 農業委員会は、施設の規模、附帯設備の配置状況、周囲の営農への影響など個別のケースに応じて、農作物栽培高度化施設の届出の受理又は不受理を決定している。よって、一律に農作物栽培高度化施設に含めてよい附帯設備を例示列举することは適切とはいえないと考えている。
- なお、令和7年8月6日付けで農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の運用の明確化を図るため、新たな国通知が発出された。附帯設備については、以下の2点により、高度化施設用地※¹として取り扱うか否かの判断を行うことが適当であるとの判断基準が示された。
 - ・ 当該用地部分が高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものであること
 - ・ その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となりえると認められないこと
- そのため、トラクターやキュービクル等の附帯設備を一律に高度化施設用地として取り扱う柔軟な運用は困難であるが、耕作のために必要不可欠な附帯設備で、当該用地部分の規模が200㎡未満の場合は、農業用施設※²に該当し、農地法に基づく農地転用許可が不要となる。
- 以上のことから、各農業委員会等に対し、本通知の内容について周知するとともに、必要な附帯設備が農業用施設として適切に運用されるよう指導していく。

※1 高度化施設用地：農作物栽培高度化施設の底面とするために、農地をコンクリートその他これに類するもので覆う場合における農作物栽培高度化施設の用に供される当該農地

※2 農業用施設：農業生産活動等に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等をいい、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ等もこれに該当する

(2)-④ 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し

(2)-⑤ 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大

規制の状況

(根拠法令等：(国) 建設業法、(国) 建設業法施行規則、(県) 経営事項審査申請要領)

- 国や地方公共団体等から公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、毎年度、経営事項審査を受ける必要があり※¹、審査項目として、経営規模、経営状況、技術力、その他の審査項目がある。
- 審査を受けるにあたり、技術職員名簿や建設機械の保有状況一覧表の提出が必要であるが、技術職員は審査基準日以前に6か月を超える恒常的雇用関係・常時雇用が確認できる者のみが対象となり、建設機械は適切な保有状況の確認が必要とされている。
- このことから、県では名簿に記載されている全員分の健康保険証の写し、あるいは一覧表に記載されている建設機械の取得日等について、毎回、確認することとしている※²。
- 国においても同様の審査が行われるが、確認の対象は新たに名簿に記載された者や建設機械のみで足り、国と県で異なる取り扱いとなっている。
- また、県では建設機械をレンタル契約により保有する場合、契約の相手方はレンタル会社に限定しているが※³、例えば代表取締役個人名義のものを法人へ貸借するケースや、個人名義であっても法人の固定資産台帳で法人資産として扱われるケースなど、形式上はレンタルであるが、実質的には法人が建設機械を保有していると評価できるケースであっても、保有として認められない取り扱いとなっている。

※¹ 経営事項審査は、建設業法第27条の23に基づき、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあっては1,500万円未満、その他の工事にあっては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（同法施行令第1条の2）を除く。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者から直接請け負おうとする建設業者（同法第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならないとされている。

※² 経営事項審査申請要領（令和7年3月改訂版）では、建設機械の取得日等の確認のため、売買契約書や譲渡契約書の提示を求めている。

※³ 経営事項審査申請要領（令和7年3月改訂版）では、契約の相手方はレンタル会社に限定され、一般の方は認められませんとしている。



(2)-④ 経営事項審査における健康保険確認対象者等の見直し

(2)-⑤ 経営事項審査における保有する建設機械の対象範囲の拡大

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 国に倣い、健康保険証の写しや建設機械の取得日等の確認を行う対象について、新たに名簿に記載された技術職員や新たに取得した建設機械のみとしていただきたい。
- レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱いについて見直していただきたい。

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

規制・手続きの見直し

【対応方針の内容】

- 技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料について、健康保険証の有効期限が最長で令和7年12月1日であることから、**国の取り扱いを参考に、確認書類の見直しを検討**する※¹。
- 建設機械の所有による取得日等を確認する資料について、建設機械の入れ替え等による所有状況の変化は、毎年の特定制検査記録証等の提出をもって確認が可能であることから、**国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討**する※²。
- レンタル契約の相手方をレンタル会社に限定する取り扱いについて、レンタル契約には様々な形態があることは理解しており、**国や他都府県の取り扱いを参考に、見直しを検討**する※³。

※1 技術職員名簿に係る常勤性を確認する資料における、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都）
- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（国土交通省：標準報酬決定通知書を提出している場合で、前回記載のあった職員の健康保険証は提出不要）

※2 建設機械の所有による取得日等を確認する資料における、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体（滋賀県・東京都）
- ・ 本県と一部異なる取り扱いをしている自治体（京都府・大阪府・和歌山県：前回記載のあった建設機械の売買・譲渡契約書は提出不要）
- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（奈良県・国土交通省：前回記載のあった建設機械の売買・譲渡契約書、リース契約書は提出不要）

※3 レンタル契約の相手方に係る取り扱いにおける、国・他都府県の取り扱いは、以下のとおり。

- ・ 本県と異なる取り扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都・国土交通省：レンタル契約の相手方の限定なし）

(2)-⑥ 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法、(国)建設業法施行規則、(県)経営事項審査申請要領)

- 経営事項審査にあたり、建設業者の保有する建設機械がダンプ車の場合、使用権原や有効期間内かどうかを確認するため、自動車検査証（車検証）の写しの提示が必要と規定されている※¹。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律の一部施行（令和5年1月）により、車検証が電子化され、従来の紙車検証に記載されていた情報は、一部項目を除いて付属するICチップに記録されることとなった。

紙車検証に継続記載される項目（主なもの）	ICチップ内に記録される情報（主なもの）
自動車登録番号又は車両番号、自家用・事業用の別、車体の形状、使用者の氏名又は名称	所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の住所、使用の本拠の位置、有効期間の満了する日

- これにより、現行の紙車検証の写しの提示のみでは経営事項審査で求められる情報が確認できなくなったことから、現在は自動車検査証記録事項の写しの提示が求められ、車検証を電子化したメリットが失われている。なお、自動車検査証記録事項の発行は経過措置とされている※²。

※¹ 経営事項審査申請要領（令和7年3月改訂版）による。

※² 自動車検査証記録事項は、電子車検証が浸透していないことを踏まえ、電子車検証の交付時にあわせて補助的に交付される書面とされている。また、ICチップに内蔵された情報は、所有者や関係事業者は車検証閲覧アプリで確認することが可能であり、自動車検査証記録事項のPDFデータのダウンロードも可能とされている。

なお、「自動車検査証記録事項」の窓口での配布は、以下の時期をもって終了することとされている（国土交通省電子車検証特設サイトより）

- ・ 検査手続きのうち、電子車検証の券面の記載事項に変更のない手続き：2025年12月末
- ・ 上記以外の手続き：2027年12月末

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 経営事項審査で提示する書類は、現行の紙車検証のみ（使用者の氏名又は名称欄に経営事項審査を受審する法人名等が記載されていることが前提）とし、ICチップ内の情報は、地方運輸局と県で情報共有する形式に見直していただきたい。

(2)-⑥ 自動車検査証の電子化に伴う経営事項審査添付書類の見直し

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

その他

【対応方針の内容】

- 国が情報漏洩及びシステム障害のリスクの観点から、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）の情報連携をしていないことから、ＩＣチップ内の情報を地方運輸局と県で情報共有することは技術的に困難である。
- 令和６年の「地方分権改革に関する提案募集」（千葉県提案※¹）への対応方針（令和６年12月24日閣議決定）において、自動車検査証記録事項の取り扱いについて、国が以下のとおり方針を示しているが、令和７年８月現在で国から措置内容は示されていない。
 - ・ 自動車検査証の電子化に伴う経過措置として運輸支局等窓口で書面配布している「自動車検査証記録事項」については、令和７年末までとしている配布期間を必要に応じて延長するなど、利用者の利便性の向上及び地方公共団体の事務負担の軽減に資する方策を検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 現在は国や他都府県においても、本県と同様に保有する建設機械がダンプ車の場合は、紙車検証及び自動車検査証記録事項を確認書類として提示を求めていることから※、国からの措置内容が示されるまでは、引き続き現行の運用を行っていく。

※１ 令和６年「地方分権改革に関する提案募集」における千葉県提案内容は以下のとおり。

- ・ 自動車登録時の税申告・審査手続の円滑化を図るため、自動車検査証情報等を運輸支局から地方公共団体に即時提供する仕組みを構築すること。また、上記の措置が執られるまでの間は、自動車検査証記録事項の交付措置期間を延長すること。

※２ 本県と同様の取扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・東京都・国土交通省）

(2)-⑦ 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(県) 兵庫県建設工事の入札参加資格審査申請要領)

- **兵庫県の建設工事の入札に参加する者は**、入札参加資格審査申請を行い、**入札参加資格者名簿に登載される必要がある**。
- 本社に限らず、営業所等でも**建設工事許可申請書営業所一覧に記載されている主たる営業所及び従たる営業所であれば、申請が可能**（入札及び契約締結権限がない単なる連絡所等は不可）であるが、この場合に**本社・営業所等の全てに入札参加を希望する工種に対応する建設業許可が必要**とされている※。

【本社・営業所で保有する建設業許可工種が異なる場合の入札参加資格申請の可否の例】

【前提条件】 本社（許可：A工事業、B工事業）・営業所（許可：A工事業、C工事業）	入札参加資格 申請の可否	左記の理由
① 本社で、A工事業及びB工事業を申請	○	希望する工種に対応する全ての許可を本社が保有
② 本社及び営業所で、A工事業を申請	○	希望する工種に対応する全ての許可を本社・営業所が保有
③ 本社でA工事業及びB工事業、営業所でA工事業及びC工事業を申請	×	希望する工種に対応する全ての許可を本社・営業所が保有せず (本社がC工事業、営業所がB工事業の許可を保有していない)
④ 本社でA工事業及びB工事業、営業所でA工事業を申請	×	同上（営業所がB工事業の許可を保有していない）
⑤ 営業所で、B工事業を申請	×	営業所はB工事業の許可を保有していない

※ 兵庫県建設工事の入札参加資格審査申請要領第3「入札参加資格審査申請を受け付けない者」において、以下のとおり規定されている。

・次の項目に該当する場合は、その該当の工種について、入札参加の希望ができません。

(1) 建設業法による建設業の許可に関する事項

営業所調書に記載する本社及び営業所のうち、いずれか1箇所でも入札参加を希望する工種に対応する建設業法による建設業の許可がない営業所等がある場合

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 建設業界の人手不足や高齢化などの理由から、技術職員を確保することが困難な状況を踏まえ、**本社や営業所等で異なる許可工種をもつ場合に、異なる希望工種で入札参加資格申請ができるように制限を見直していただきたい※。**

(2)-⑦ 建設工事の入札参加資格審査申請における営業所登録の見直し

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 兵庫県の建設工事の入札方式（公募型一般競争入札および制限付き競争入札）においては、**主に本社**（主たる営業所）の所在地を要件※¹としており、**本社と許可状況が異なる営業所については想定していない**。
- そのため、兵庫県では本社営業所の区別なく一つの企業として取り扱っており、**営業所は本社から委任を受けて契約を行うものという考え方**に基づき、本社以外に登録を希望する営業所においては**本社と建設業許可が共通する範囲での登録を認めている**。また、**営業所とあわせて登録する本社についても**、営業所と本社を同等として扱っていることから、**登録する営業所と共通する範囲でのみ登録を認めている**ところである。
- 東京都、愛知県、福岡県といった兵庫県と同規模程度以上の自治体においても、兵庫県と同じような建設業許可工種の取り扱いをしている※²。

※¹ 公募型一般競争入札の場合は兵庫県内、制限付き一般競争入札の場合は県民局単位等の県内の特定地域としている（公募型一般競争入札実施要領第2条1項、制限付き一般競争入札実施要領第2条1項による。）

※² 特に、愛知県および福岡県においては、そもそも複数の営業所を名簿登録することはできず、1社あたり1営業所のみの登録としており兵庫県より厳しい要件となっている。
なお、建設工事の入札参加資格名簿登載における、国・近隣府県の取り扱いは、以下のとおり。
・ 本県と類似の取扱いをしている自治体（なし）
・ 本県と異なる取扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・国土交通省：本社・営業所の登録に特に制限なし、和歌山県：本社のみ登録可）

(3)-① 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国) 建設業法、(国) 建設業法施行規則、(県) 兵庫県建設業許可申請等の手引)

- 建設業法では、毎事業年度経過後4月以内に届出を必要とする書類について規定しており、知事の許可を受けている建設業者については、決算変更届の添付書類として、事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の提出が必要と規定されている※¹。
- 個人事業主の場合は、税法上、12月が決算月となり、4か月後の4月30日が届出期限となる。
- しかしながら、届出対象年の事業税納税証明書は8月頃まで発行されないことから※²、県では実務上、対象年の前年の納税証明書の添付を指導しているが、他の書類と時点が整合していない状況にある。
- 隣県の大阪府では、個人事業主の場合は所得税の確定申告書第一表の写しの添付を指導している。

※¹ 建設業法第11条・建設業法施行規則第10条による。

※² 個人事業税の課税時期が、事業年度の翌年8月であることから、8月中旬までは県税事務所において、事業税の納税証明書は発行されない。

提案内容

(提案者：兵庫県行政書士会)

- 大阪府に倣い、前年の納税証明書の添付に代えて、所得税確定申告書第一表の写しを添付することとしていただきたい。

(3)-① 個人事業主の建設業決算変更届における納税証明書類の見直し

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 建設業許可は、建設業者として事業の継続性・健全性の維持を条件に付しており、そのため、定期的に財務状況や法令遵守状況の確認を行っている。
- **本件は建設業法施行規則第10条により「事業税の納付すべき額及び納付済額を証する書面」として明記**されており、納税証明書の提出を求めている。
- 確定申告書で申告する税の種類には、(1) 所得税(国税)、(2) 復興特別所得税(国税)、(3) 住民税(地方税)、(4) 事業税(地方税)があるが、そのうち(4) 事業税については、確定申告書の内容をもとに課税するものであり、後日、都道府県からの納税通知書送付後に納付が可能である。
- そのため、**確定申告書自体では納付が確認できるものではなく、納付済額を証する書面とはいえない**と考えている。
- **納税証明書は、建設業者が税務上の納税義務を果たしているかを示す一つの指標として、毎年求めている書類であり、必ずしも決算の対象年に対応している必要はない**ことから、**引き続き現行の運用を行っていく**※。

※ 納税証明書類における、他都府県の取り扱い、以下のとおり。

・ 本県と同様の取り扱いをしている自治体（滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県）

・ 本県と一部異なる取り扱いをしている自治体（東京都：基本事業税の納税証明書であるが、発行されない場合、代用として所得税(国税)の納税証明書(税務署発行)）

なお、国（国土交通大臣許可）の場合は、建設業法施行規則第10条により、所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書面の提出が必要と規定されている。